

情報提供日： 令和3年2月8日

## 茨城県独自の緊急事態宣言の延長を受けての龍ヶ崎市の対応状況について 【イベントの中止・施設の利用制限などに関する情報提供】 令和3年2月8日(月)午後2時現在

龍ヶ崎市では、令和3年2月5日(金)に発表された茨城県独自の緊急事態宣言の延長や政府が他自治体に発出している緊急事態宣言の延長などの状況を総合的に勘案し、イベントの中止や施設の利用制限を決定しましたので、お知らせします。

なお、この情報は令和3年2月8日午後2時時点のものであり、今後の状況により変更する場合がありますので、予めご了承ください。

**下線部はこれまでの情報提供からの追加・変更箇所となります。**

### 1. 本市の対応状況

#### ●龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催(特別職・部長級会議)

- ・令和3年1月15日(金)午後4時40分から開催
- ・令和3年1月18日(月)午前11時から開催
- ・令和3年2月5日(金)午後4時45分から開催

### 2. イベント関連情報

#### ●中止・延期・変更となった主なイベント(令和3年2月5日現在)

- ・保健センターの健診など【変更・継続中】  
※「令和2年度保健センター年間予定表」等に記載の集団健診の日程を変更し、受診方法も完全予約制となります。
- ・たつこのマルシェ(2月13日)【中止】
- ・日曜朝市やさい村(2月21日)【中止】

なお、最新情報は下記リンクからご確認をお願いします。

#### ■感染拡大防止のため中止や延期となったイベント(龍ヶ崎市公式ホームページ)

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/anzen/cov-2020/stopeve/stopcov-2020.html>

### 3. 施設の利用制限等の対応(令和3年2月8日現在)

現在、利用制限などを行っている公共施設は下記の通りとなります。

#### ○利用を停止する施設

施設名	期間	担当課	備考
まいん「健幸」サポートセンター	1月19日(火)から 2月28日(日)まで	健幸長寿課	
総合運動公園 ・TOKIWA スタジアム 龍ヶ崎(たつこのスタジアム)	2月28日(日)まで	スポーツ都市推進課	冬季休業のため

小中学校 夜間開放	1月13日(水)から 2月28日(日)まで	スポーツ都市推進課	1月8日付発表から 継続中
総合福祉センター	1月19日(火)から 2月28日(日)まで	介護福祉課	「障害福祉サービス事業所 あざみ」「指定特定相談支 援事業所」は利用可
元気サロン松葉館	1月19日(火)から 2月28日(日)まで	健幸長寿課	

○一部利用制限している施設

施設名	期間	担当課	備考
市が管理する 全てのコミュニティ センター	2月9日(火)から 当面の間	コミュニティ推進課	施設利用人数制限あり、 政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可 ※2月8日(月)まで 利用不可
旧長戸小学校 体育施設 (体育館・運動場)	2月9日(火)から 当面の間	コミュニティ推進課	施設利用人数制限あり、 政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可 ※2月8日(月)まで 利用不可
市民活動センター	2月9日(火)から 当面の間	コミュニティ推進課	施設利用人数制限あり、 政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可 ※2月8日(月)まで 利用不可
市民交流プラザ	2月8日(月)から 当面の間	コミュニティ推進課	施設利用人数制限あり、 政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可
大昭ホール龍ヶ崎 (文化会館)	2月9日(火)から 当面の間	文化・生涯学習課	政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可 ※2月8日(月)まで 利用不可
中央図書館	1月19日(火)から 当面の間	文化・生涯学習課	滞在時間30分以内、 学習・閲覧スペース、 2階フロア使用不可等、 政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可
歴史民俗資料館	2月9日(火)から 当面の間	文化・生涯学習課	政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可 ※2月8日(月)まで 利用不可

総合運動公園 ・たつのこアリーナ ・流通経済大学龍ヶ崎 フィールド (たつのこフィールド)	2月9日(火)から 当面の間	スポーツ都市推進課	午後8時までの 営業時間短縮、 政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可 ※2月8日(月)まで 利用不可
高砂体育館	2月9日(火)から 当面の間	スポーツ都市推進課	午後8時までの 営業時間短縮、 政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可 ※2月8日(月)まで 利用不可
屋外体育施設 (テニスコートなど)	2月8日(月)から 当面の間	スポーツ都市推進課	午後8時までの 営業時間短縮、 政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可
湯ったり館	1月9日(土)から 2月28日(日)まで	農業政策課	営業時間短縮、 利用人数を制限、 政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可、 屋外運動場の利用不可、 2月8日から新規の 宿泊予約の受付を再開
小中学校 <u>土日休日開放</u>	<u>2月8日(月)から</u> 当面の間	教育総務課	<u>市内の団体に限り利用可</u> <u>他の団体を集めての</u> <u>利用は不可</u>
さんさん館	2月8日(月)から 当面の間	こども家庭課	午前の部(午前10時～正 午)のみ開館、 利用回数は週1回まで、 5家族程度(1家族保護者 1名まで)、事前予約制
龍ヶ崎駅前 こどもステーション 子育て支援センター	2月8日(月)から 当面の間	こども家庭課	午前・午後各々 先着2家族まで、 事前予約制
森林公園 (かまどの利用)	2月8日(月)から 当面の間	都市施設課	政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可
市民健康の森 (ドッグラン)	2月8日(月)から 当面の間	都市施設課	政府の緊急事態宣言対象 地域居住者は利用不可
<u>ふるさとふれあい公園</u> ( <u>アトリエ・屋外体育施設</u> )	<u>2月9日(火)から</u> 当面の間	社会福祉課	<u>施設利用人数制限あり、</u> <u>政府の緊急事態宣言対象</u> <u>地域居住者は利用不可、</u> <u>※2月8日(月)まで</u> <u>利用不可</u>

龍ヶ岡公園管理棟 (こどもの居場所づくり)	2月8日(月)から 当面の間	文化・生涯学習課	市内小中学生のみ利用可 施設利用人数制限あり
--------------------------	-------------------	----------	---------------------------

事務局	龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(担当:危機管理課) 担当者:鎌倉・清原(かまくら・きよはら) 連絡先:0297-64-1111(内線:348・351)
-----	---